

住居表示実施に伴い行っていただく諸手続き一覧（要約）

	だれが	なにを	どこで(どこへ)	なにをもって	いつまでに
1	大阪法務局東大阪支局管轄内での土地・建物等の不動産の登記物件所有者	登記簿に記載されている所有名義人の住所変更申請	大阪法務局東大阪支局 東大阪市高井田元町二丁目8番10号 TEL 06-6782-5106 月～金 8:30～17:15 登記申請について相談される場合は 月～金 9:00～16:00	1. 変更登記申請書(1通) 2. 住居表示変更証明書 3. 印鑑(認印) 4. 代理人が申請する場合には、委任状が必要です。また、登記上の住所と住居表示実施日前の住所が一致していることが必要です。 違う場合は、経過のわかる住民票の写しを添付。	実施日以降、売買等の変更が生じた際に手続きをしても差し支えありません。(最終の原因が住居表示実施の場合は登録免許税免除)
2	大阪法務局東大阪支局管轄以外での土地・建物等の不動産の登記物件所有者		土地・建物等の所在地を管轄する法務局		
3	大阪法務局東大阪支局管轄内での土地・建物等の登記簿上の抵当権・地上権・賃借権・仮登記等の権利者として登記している人	登記簿に記載されている所有名義人の住所変更申請	大阪法務局東大阪支局 東大阪市高井田元町二丁目8番10号 TEL 06-6782-5106 月～金 8:30～17:15 登記申請について相談される場合は 月～金 9:00～16:00	1. 変更登記申請書(1通) 2. 住居表示変更証明書 3. 印鑑(認印) 4. 代理人が申請する場合には、委任状が必要です。また、登記上の住所と住居表示実施日前の住所が一致していることが必要です。 違う場合は、経過のわかる住民票の写しを添付。	
4	大阪法務局東大阪支局管轄以外での土地・建物等の登記簿上の抵当権・地上権・賃借権・仮登記等の権利者として登記している人		土地・建物等の所在地を管轄する法務局		
5	登録自動車の所有者と使用者	車検証等の住所変更登録申請	近畿運輸局大阪運輸支局 登録部門 寝屋川市高宮栄町12-1 登録手続き電話案内 050-5540-2058 月～金 8:45～11:45 13:00～16:00	1. 申請書 2. 住居表示変更証明書(コピーでも可) 3. 自動車検査証 4. 印鑑(認印) (代理申請の場合は委任状が必要です。) なお、状況により必要書類に変更がある場合もありますので、手続き先にご確認ください。	車検証等の住所変更について 車検証等の住所欄の変更について個人で行っていただく場合は手数料はかからないと確認しておりますが、以下の場合は手数料がかかる場合があります。 ※住居表示の変更前に転居等による住所の変更がある場合は、別途書類・手数料が必要となります。 ※所有権留保等により所有者と使用者が異なる場合にあっては、所有者の委任状は不要です。 ※ご自身で手続きを行わず、車検時にあわせて自動車販売店等にご依頼される場合においては、手数料が必要となる場合があります。
6	オートバイの所有者 ・軽二輪(126cc～250cc)			1. 申請書 2. 軽自動車届出済証 3. 住居表示変更証明書(コピーでも可) 4. 印鑑(認印) 5. 自動車損害賠償責任保険証明書(保険期間のあるもの) なお、状況により必要書類に変更がある場合もありますので、手続き先にご確認ください。	
7	オートバイの所有者 ・軽二輪(251cc以上)			1. 申請書 2. 住居表示変更証明書(コピーでも可) 3. 自動車検査証 4. 印鑑(認印) なお、状況により必要書類に変更がある場合もありますので、手続き先にご確認ください。	
8	軽自動車の所有者と使用者 ポータレーラ等の所有者	車検証等の住所変更登録申請	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841 月～金9:00～11:45 13:00～16:00	1. 申請書 2. 住居表示変更証明書(コピーでも可) 3. 自動車検査証 4. 印鑑(認印) (代理申請の場合は委任状が必要です。) なお、状況により必要書類に変更がある場合もありますので、手続き先にご確認ください。	
9	自動車運転免許証所有者	住所・本籍の変更届	四條畷警察署 大東市深野3-28-1 TEL 072(875)1234 月～金 9:00～17:00	1. 住居表示変更証明書又は住民票、保険証、郵便物 2. 本籍地変更のある方は、本籍の変更通知書又は住民票(本籍地入り) 3. 免許証	実施日以後、速やかに手続きしてください。
10	鉄砲刀剣所持許可証、その他許認可関係所有者	住所変更届		1. 上記の1と2の必要書類 2. 許可証 3. 印鑑(認印)	実施日以後、速やかに手続きしてください。(手数料1800円必要)

住居表示実施に伴い行っていただく諸手続き一覧（要約）

11	各種許可、認可、免許登録書などの所有者	住所変更届等	発行先	1. 住居表示変更証明書 2. 免許証、登録証など 3. 印鑑	住所などが登録されているものについては、発行先に問い合わせてください。
12	恩給の受給者	住所変更届	総務省 人事・恩給局 TEL 03(5273)1400	住所・支給郵便局変更届	実施日以後、速やかに手続きしてください。
13	基礎年金・厚生年金の年金受給者	住所変更届	市役所 保険年金課	受給権者住所変更届(はがき)	特に手続きの必要性はありません。
14	労働保険加入登録事業所	住所変更届	北大阪労働基準監督署 枚方市東田宮1-6-8 TEL 072(845)1141	1. 住居表示変更証明書 2. 印鑑(届出印)	実施日以後、速やかに手続きしてください。
15	飲食店などの経営者	住所変更届	四條畷府民健康プラザ (保健所) 四條畷市江瀬美町1-16 TEL 072(878)1021 月～金 9:00～17:30	1. 住居表示変更証明書 2. 営業許可証 3. 印鑑(認印)	次回の更新時に手続きしてください。
16	各種預貯金、保険等加入者	住所変更届	郵便局、銀行、保険会社	1. 住居表示変更証明書 2. 証書、通帳等 3. 印鑑	郵便局、銀行、保険会社に問い合わせてください。
17	共済組合の各種年金受給者	住所変更届	各共済組合	共済年金証書等	各共済組合へ問い合わせてください。
18	住民基本台帳カード・番号通知カード・マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更届	市役所 市民課	1. 住民基本台帳カード 2. 番号通知カード 3. マイナンバーカード	市役所へ来られた時に書き替えますので、都合の良い時に申し出てください。
19	外国籍の人	居住地届出		・居住地届出書 ・在留カード ・特別永住者証明書	
20	国民年金加入者	国民年金手帳の住所記載変更		なし	特に手続きの必要性はありません。
21	国民健康被保険者	保険証の住所変更	市役所 保険年金課	なし	市から新しい保険証を送付します。旧保険証は同封してある返信用封筒でご返送ください。
22	後期高齢者医療被保険者	保険証の住所変更		なし	市から新しい保険証を送付します。旧保険証は同封してある返信用封筒でご返送ください。
23	介護保険被保険者 老人医療証・一部負担金相当額等受給者	住所変更	市役所 高齢福祉課	なし	介護保険被保険証については手続き不要です。 老人医療証については不要です。
24	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人	住所変更届	市役所 障がい福祉課	手帳、印鑑	市役所へ来られた時に書き替えますので、都合の良い時に申し出てください。
25	障がい者医療証をお持ちの人			医療証、印鑑	
26	福祉サービス受給者証をお持ちの人			受給者証	
27	更生医療受給者証、精神通院受給者証をお持ちの人			受給者証原本、印鑑	
28	特別児童扶養手当受給者 特別障がい者手当受給者 障がい児福祉手当受給者 重度介護手当受給者			証書、印鑑	
29	児童扶養手当、ひとり親家庭医療証、乳幼児医療証をお持ちの方	住所変更届	市役所 子ども福祉課	証書、医療証、印鑑	市から新しい医療証を送付します。旧医療証はご都合のよいときに市役所にお持ちください。

※ この他にも、住所変更手続きを行うものがありましたら関係する窓口、機関等にお問い合わせの上、所定の手続きをしてください。

※ 住居表示変更証明書は無料で交付します。(市役所市民課及び田原支所で交付します。)

※ 本人確認ができる書類等が必要となる場合があります。